

保存版

平成30年5月2日

保護者様

京都市立樅原小学校
校長 加藤 由美子

台風・特別警報・地震に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本校では、緊急時の対応について、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道、また、ケータイメールや学校ホームページにも注意してください。

台風に対する非常措置

1. 登校前に発令された場合

- (1) 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
(2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合
★3校時(10時45分)から始業 10時に集合場所に集まり集団登校
- ・午前11時までに解除になった場合
★5校時(13時45分)から始業 13時に集合場所に集まり集団登校 給食は、中止です。
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合

下校の安全な確認できるまで、学校にとめおくこととし、その後、防災カードに記載していただいているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にてとめおくことといたします。

特別警報発令時の非常措置

1. 登校前に発令された場合

学校は臨時休業とし、指示があるまでは自宅待機とします。

その後、避難指示・避難命令が発令された時は、安全な避難場所へ避難してください。

(テレビ、ラジオ、インターネット、緊急メール等の災害避難情報にご注意ください。)

※下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」、午前0時から登校前までに発生した場合は「当日」は、原則として臨時休業となります。

2. 在校中に発令された場合

全員学校で待機とし、保護者の方のお迎えを待ちます。

※ケータイメールやホームページ等で、「学校のとめおき」「外部の避難場所へ移動」「保護者への引き渡し」等の連絡をさせていただきます。

地震に対する非常措置

1. 登校前に発生した場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。

(休業日・休業日前に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、ケータイ電話連絡網及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。)

- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

下校の安全な確認できるまで、学校にとめおくこととし、その後、防災カードに記載していただいているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にてとめおくことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただけますようお願いいたします。